茨労基発第２１号
平成 23 年 5 月 13 日

関係団体　各位

茨城労働局労働基準部長

東日本大震災に伴う災害復旧工事等に係る労働災害防止
対策の強化について

標記の東日本大震災に伴う災害復旧工事における労働災害の防止につきましては、平成 23 年 3 月 24 日付け茨労基収第 21 号「平成 23 年度東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（要請）」及び平成 23 年 4 月 5 日付け茨労基収第 25 号「平成 23 年度東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（要請　その２）」（以下「要請」）により特段のご配慮をお願いしたところです。

しかしながら、別紙のとおり平成 23 年 4 月末現在において、死亡１名休業 4 日以上 26 名の労働災害発生が確認されるという状況になっております。

茨城県内における震災被害は、港湾・道路・橋梁等の公共インフラの損壊、多数の家屋の倒壊・損壊など多岐にわたっており、これらの本格的な復旧工事等が今後本格化するものと考えられます。

茨城労働局においては、このような状況を踏まえ今後の復旧工事等における労働災害防止対策の強化が急務と判断し、別添のとおり「東日本大震災に伴う災害復旧工事等に係る労働災害防止対策実施要綱」を定めたところです。

つきましては、上記要請に加えて下記のとりくみにご協力いただけますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1　本実施要綱を傘下の事業場及び復旧工事施工業者等に周知し、労働災害防止の指導を行っていただきたいこと。
2　関係事業場等が実施する復旧工事等の現場に対してパトロール等を実施し、安全衛生管理の徹底をはかっていただきたいこと。
3　平成 23 年度全国安全週間準備月間である 6 月 1 日～30 日までの期間に開催される各種安全大会等において、復旧工事等の労働災害防止の呼びかけを積極的に行っていただきたいこと。

別　添

平成２３年５月
茨　城　労　働　局

東日本大震災に伴う災害復旧工事等に係る労働災害防止対策実施要綱

1　本実施要綱の趣旨

東日本大震災は茨城県内においても甚大な被害をもたらし、現在これら被害の復旧・復興工事等（以下「復旧工事等」）が精力的に行われているところである。

現在までの復旧工事等は、損傷した屋根の応急作業等比較的小規模な工事が主体であるにも係わらず、すでに多数の労働災害の発生が確認されている。

茨城県庁の発表によれば、港湾・道路等の公共インフラの損害額は１２００億円を超えるとされており、今後これら災害復旧工事が本格化するものと考えられる。

また、現在応急措置にとどまっている、多数の損傷家屋の修繕工事が、梅雨期を前に本格化することが想定される。

加えて、地震や津波被害によって生じた、大量の「がれき処理」にあたっては、石綿等有害物や危険物の混入の可能性を想定した作業管理が求められる。

これらの復旧工事等は、①非定常的な工事・作業となること、②震災復旧という性格上、工期の短縮が求められる可能性があること、③広域災害であることから作業員や資材の不足が想定される中での作業となり、教育や仮設資材が不十分なまま作業が開始される恐れがあることなど、通常の工事や作業と比較して労働災害発生の危険度が高くなることが予想される。

震災の復旧・復興は広く国民生活の正常化にとって不可欠であり、可能な限り早期の竣工が求められるものではあるが、同時に復旧工事等における労働災害の防止と両立するものでなければならないことは言うまでも無い。

これらの観点から、茨城県内における災害復旧工事等に係る労働災害防止対策をより効果的に実施するため本要綱を定めるものである。

2　対策強化期間の設定

災害復旧工事等に係る労働災害防止対策を、茨城労働局の行政重点課題と位置づけ、災害復旧工事等が本格化する平成23年5月以降当分の間を、復旧工事等労働災害防止対策強化期間（以下「対策強化期間」）とし労働局・労働基準監督署（以下「局署」）をあげた取組を実施する。

3　重点事項

（1）墜落・転落、飛来・落下災害の防止

破損した家屋等の屋根・外壁工事等の修繕等に伴う高所作業による墜落・転落、飛来・落下災害の防止

（2）各種重機等による災害の防止

港湾・道路・橋梁等の復旧工事及びがれき処理等に使用される各種重機による接触・転倒等の災害防止

（３）崩壊災害の防止

法面復旧、建築物解体等に伴う崩壊災害の防止

（４）爆発・火災災害の防止

鹿島臨海コンビナートの定期修理・災害復旧工事における爆発・火災の防止、がれき処理等における混入危険物による爆発・火災の防止。

（５）有害物曝露の予防

がれき処理等における混入有害物質（石綿、PCB 等）曝露の予防

（６）熱中症の予防

6 月以降の高温期における熱中症の予防

（７）過重労働による障害の予防

復旧工事等に従事する労働者の長時間労働等による障害の予防

（８）その他

余震による災害の防止、土石流による災害の防止等

4　対策強化期間を通じた取組内容

（１）関係事業主に対する労働災害防止対策の周知・徹底

復旧工事等を施工する関係事業主において、経営トップ自らが先頭に立ち、工事等の内容に応じて安全衛生管理体制を確立し、適切かつ十分な安全衛生確保対策を講じるよう以下事項の周知・徹底を図る。

①復旧工事等の施工前に、施工する工事内容等に応じ、上記「重点事項」を始めとする潜在する危険性を十分検討し、適切な工事計画を樹立すること。

②作業開始前に、上記の潜在的な危険性を含め、作業員に対する十分な安全衛生教育を実施するとともに、就業制限業務に必要な免許等の資格を確認すること。

③適切な時期に作業現場の巡視を行い、安全衛生確保対策が適切に実施されているか否かの確認を行うこと。

④熱中症や過重労働等を防止するため、労働時間管理を含めた適切な作業管理、工程管理、作業環境管理を行うこと。

（２）関係団体等に対する自主的取組等強化の要請

労働災害防止団体、労働基準協会、茨城県・市町村等復旧工事発注機関及び各種事業者団体等（以下「関係団体等」）に対して、復旧工事等に係る労働災害防止対策に関して以下事項の取組を要請する。

①関係事業場に対して、本要綱内容等を周知徹底すること。

②復旧工事等に係わる労働災害防止に関する説明会開催や自主的パトロールの実施など自主的な活動の推進を図ること。

③復旧工事等の発注機関にあっては、上記「重点事項」を始めとする復旧工事等に潜在する危険性を念頭において適切な工法・工期・仮設資材等の

発注条件を検討すること。

（３）集中的な広報等の実施

上記の取組を徹底するため、対策強化期間を通じて、局署において復旧工事等に係る労働災害防止のための広報活動を実施する。

（４）復旧工事等の現場に対するパトロールの実施

対策強化期間において、災害復旧工事等の現場、がれき集積場・処理場等に対する局・署担当官によるパトロールを継続して実施する。

５　集中取組期間の設定

本要綱の周知・徹底を図るため、６月１日～６月１０日を集中取組期間に設定する。当該期間において以下のとりくみを実施する。

（１）平成23年度全国安全週間準備期間（6月1日～30日）における各種安全衛生大会等を活用するなど、本要綱の周知・広報を集中的に実施する。

（２）労働局、労働基準監督署の職員を動員し、復旧工事現場等に対する県下一斉パトロールを実施する。

東日本大震災後の復旧工事災害事例（5月13日現在までの把握分）

死傷災害（休業4日以上　28人、内死亡　1人）

NO. 発生日時 災害程度	職　種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
No.1 3月12日 9：50 休業2ヶ月	左官工 10歳代 2年	その他の 土木工事業	飛来・落下 石・砂・砂利	地震により倒壊した石塀を撤去する作業中、廃棄のための石塀をトラックの荷台へ積み、動かないように重なり合っている破片を平らにしていたところ、上の破片（2～3kg）が左手に落下し受傷した。
No.2 3月13日 12：12 休業3ヶ月	現場監督 40歳代 18年	木造家屋 建築工事業	墜落・転落 屋根・はり・もや・けた・合掌	震災後の瓦屋根養生のため、シート囲い中、2階屋根より足を滑らせ落下し負傷した。
No.3 3月13日 14：30 休業20日	運転手 50歳代 23年	その他の 食料品製造業	激突され その他の仮設物・建築物・構築物	大震災で壊れた商品棚を直す作業中、3人で力をあわせて押したところ、タイミングがずれたため棚にぶつけ、肋骨を骨折した。
No.4 3月14日 10：30 休業47日	調理補助 40歳代 4ヶ月	その他の事業	飛来・落下 その他の用具	食堂の食品庫で、地震により落下したパーティー機材の片付けを2人で作業中、機材を拾って棚の上に戻そうとしたところ、棚の上の機材のバランスが崩れて落下し、下で拾っていた被災者の頭に当たり、負傷した。
No.5 3月15日 13：50 休業1ヶ月	作業員 40歳代 13年	木造家屋 建築工事業	墜落・転落 屋根・はり・もや・けた・合掌	屋根補修現場にて、破損した瓦を除去し、シートで養生した際、瓦上の土で足を滑らせ落下し、負傷した。
No.6 3月16日 16：30 休業2週	作業員 20歳代 5年	その他の 建築工事業	墜落・転落 屋根・はり・もや・けた・合掌	地震により屋根が破損したため、仮設シートを張る作業中、屋根瓦の上で足を滑らせ落下し（高さ約2m）、負傷した。
No.7 3月17日 17：30 休業4ヶ月	左官工 40歳代 21年	建築設備 工事業	墜落・転落 屋根・はり・もや・けた・合掌	屋根上でブルーシートを張り、瓦の差し替え作業中、バランスを崩したため自分で屋根から飛び降りた際、瓦くずの上で左足かかとを骨折した。
No.8 3月18日 15：00 休業1週	現場監督 40歳代 9年	その他の 建築工事業	転倒 屋根・はり・もや・けた・合掌	屋根の補修現場でシート養生作業中、足元が滑り左足を打撲、その際の傷から感染し化膿した。

NO. 発生日時 災害程度	職　種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
No.9 ３月２２日 ９：３０ 休業３０日	造園工 ３０歳代 １４年	農業	飛来・落下 その他の材料	震災により損傷した建物の壁面の大理石パネルを取り外し、搬出する作業中、当該パネルを高所作業車から運搬する台車に積み替えようと、人力で持ち上げたところ、パネルが割れ足の甲の上に落ち、骨折した。
No.１０ ３月２３日 １０：５２ 休業１４日	放射線 管理者 ５０歳代 ３９年	その他の 教育研究業	墜落・転落 階段・ さん橋	放射線管理区域内の建物にて、震災後の施設の安全点検を実施中、セル中程の補強板から降りようとして高さ約 1.5m から足を踏み外し、左肩を脱臼骨折した。なお、放射線物質による汚染はなし。
No.１１ ３月２４日 １０：３０ 休業３０日	建築検査員 ５０歳代 ２０年	その他の 建設業	墜落・転落 屋根・はり・もや・けた・合掌	震災後の応急処置で瓦の補修作業を終え、屋根から降りる際、杉花粉が付着して滑りやすくなっていた瓦の上で足を滑らせ、下屋から転落して左ひじを骨折した。
No.１２ ３月２４日 １４：００ 休業３週	造園手 ６０歳代 2年	その他の土木 工事業	激突され 石・砂・ 砂利	地震により倒れた大谷石の塀の片付け作業にあたり、バックホーで破損した大谷石（約 50kg）を2t トラックの荷台に積み込む作業中、荷台上でバックホーのハサミから石がずり落ちて倒れ、先に積んだ石を動かしていた被災者の左手小指に当たり負傷した。
No.１３ ３月２５日 １４：００ 休業１ヶ月	硝子工事 作業員 ２０歳代 5年	建築設備 工事業	墜落・転落 足場	中学校体育館でガラスシーリング施工作業において、高さ 2.9m の内部足場を移動中、バランスを崩し落下して骨折した。
No.１４ ３月２８日 １０：３０ 休業１ヶ月	設備工 ６０歳代 8年	その他の 建築工事業	墜落・転落 その他の仮設物・建築物・構築物	震災に伴うスポーツクラブ内の給水管修理工事において、修理室に入室した際、電気がつかず暗い状況だったため、室内床ピット（幅１m、深さ約１２０cm）端部から転落し、右足を骨折した。
No.１５ ３月２９日 １６：１５ 休業２ヶ月	とび職 １０歳代 6ヶ月	その他の 建築工事業	墜落・転落 屋根・はり・もや・けた・合掌	屋根補修工事において、倉庫屋根の状況確認のため、２棟の倉庫の間のスレート屋根（高さ約７m）を渡っていたところ、屋根が破れ、転落、骨折した。
No.１６ ４月１日 ９：０５ 休業１ヶ月	解体工 ５０歳代 5年	その他の 建築工事業	墜落・転落 はしご等	震災で被災した建物の天井内装材を撤去する作業中、立馬（高さ１７５cm）上でバールを使って天井材をはがす作業を行っていた際、突然天井が落下し、天井ボードが立馬の握り棒に刺さり、立馬を引き倒したため、被災者は立馬から飛び降り、左肩を下に転落し骨折した。

NO. 発生日時 災害程度	職　種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
№１７ ４月１日 ８：３０ 休業４週	塗装工 ２０歳代 １１年	その他の建築工事業	飛来・落下 その他の装置・設備	震災による自社事務所外壁修繕工事の際に、足場用パイプ置場でパイプをトラックに乗せるためにトラックの荷台を片付けていた時に、荷台に積んであった消火器を誤って足に落としてしまい負傷した。
№１８ ４月４日 １３：５０ 休業１ヶ月	瓦葺き工 ４０歳代 ２０年	その他の建築工事業	墜落・転落 屋根･はり･もや･けた･合掌	屋根上で、瓦を持って棟とりの作業中、足が滑り屋根から落ちて、ブロック塀にぶつかり、肋骨を骨折した。
№１９ ４月４日 １４：００ 死亡	屋根ふき工 ７０歳代 ４０年	その他の建築工事業	墜落・転落 屋根･はり･もや･けた･合掌	木造２階建て民家兼店舗の屋根瓦撤去工事において、瓦撤去後、被災者を含む３名がブルーシートで屋根を覆う作業中、高さ約６ｍの屋根端部から墜落し、死亡した。
№２０ ４月９日 １３：１５ 休業６ヶ月	内装工 ５０歳代 ３０年	その他の建築工事業	墜落・転落 はしご等	工場の震災復旧工事現場にて、震災で落下した天井の復旧作業で、天井軽量鉄骨下地を組立てていた際、テンダイ（高さ 97cm）から窓台に移動したところ、テンダイのキャスターのストッパーがかかっていなかったためずれてしまい、バランスを崩し落下し右足を骨折した。
№２１ ４月１１日 １４：００ 休業２ヶ月	大工 ４０歳代 ３２年	その他の建築工事業	墜落・転落 屋根･はり･もや･けた･合掌	２階の屋根上で、屋根の葺き替え工事中、地震がきて、屋根に乗せてあったコンパネが滑り落ち、被災者を直撃して、コンパネと共に下にあったトラックの荷台に落ち、左足を骨折した。
№２２ ４月１１日 １７：４０ 休業２週	駐車場管理員 ６０歳代 ２年	その他の商業	墜落・転落 通路	地震による駐車場の被害状況を確認し、歩行者用道路の法面の点検のための懐中電灯を届けようと法面（勾配約４５度）を登っていたところ、誤って足を滑らせてコンクリートの犬走りに転落し、鎖骨骨折した。
№２３ ４月１４日 １１：２２ 休業14日	オペレーター ３０歳代 ２０年	無機・有機化学工業製品製造業	高温・低温の物との接触 その他の材料	工場内の設備において、震災で停止していた分解炉の配管の取り外し点検をしていた際、突然カーボンスケール粉が一気に吹き出し、耐火モルタルを直撃し飛散、被災者に当たり、負傷した。
№２４ ４月１４日 １４：３０ 休業２ヶ月	配管工 ３０歳代 １４年	その他の建設業	飛来・落下 金属材料	工場内において、高さ 1.5m にある破損した塩ビ管（口径 300A、長さ約４ｍ）を解体作業中、同管が割れて落下し、下を潜り抜けようとした被災者の背中に当たり負傷した。

NO. 発生日時 災害程度	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
№２５ ４月１４日 １０：００ 休業２５日	大工 ５０歳代 ４０年	木造家屋 建築工事業	墜落・転落 はしご等	屋根修理工事現場において、屋根の養生のためビニールシートをはり、はしごで降りようとした際、バランスを崩し地面に落下、胸部を骨折した。
№２６ ４月１５日 １１：００ 休業２０日	作業員 ４０歳代 ９年	その他の土石製品製造業	はさまれ・巻き込まれ 移動式クレーン	墓所内にて地震災害の片付けをしていた際、カートクレーンを移動操作中、カートクレーンと墓所の石柱との間に左足を挟まれ、負傷した。
№２７ ４月１９日 １５：５０ 休業１週	技能員 ２０歳代 ４年	電子機器用・通信機器用部品製造業	動作の反動・無理な動作 木材・竹材	工場内において、震災で崩れた天井の修繕作業を行う際、設備ユニットを移動するため、台車の枕木にしようと板を叩いて割ろうとした時、右手を骨折した。
№２８ ４月２３日 １４：１０ 休業３０日	軽鉄工 ４０歳代 ２０年	その他の建築工事業	墜落・転落 足場	工場の２階で軽量鉄骨天井下地組作業時に、ローリング足場との間に渡していた固定されていない足場板を踏み外し、高さ1.9m の位置から墜落し負傷した。

震災の復旧・復興作業を行われる皆様へ

一日でも早い復旧・復興が願われます

震災による災害復旧・復興工事ご苦労様です。

十分ご承知かとは思いますが・・・

災害復旧・復興工事は、損傷を受けた建物の補修や、停止した設備の立ち上げなど、通常の業務とは異なる危険を伴います。

過去の震災でも、災害復旧・復興工事などに従事した労働者が多数死傷しています。

皆様のご尽力にかかっています

震災復旧・復興工事に伴って労働災害が発生した場合、被災労働者や遺族の無念はもとより、災害復旧・復興工事そのものにも大きな影響を与えることになりかねません。

事業主の皆様は、このような趣旨をご理解いただいて、安全な作業が行われるようご留意願いします。

特に注意を必要とする作業を列挙します。

安全帯・ヘルメットを着用してください

屋根補修・修繕工事などで高所作業が頻発します。余震の恐れもまだありますので、墜落や転落の危険が生じます。

手すりなどの有効な墜落防止措置が講じられない場合でも、安全帯を使用したり、ヘルメットの着用でも重篤な災害を防止する効果があります。

（ヘルメットは墜落時保護用をご使用下さい。）

屋根工事は周囲に配慮をお願いします

屋根補修・修繕工事においては、壊れた瓦など物が落下する危険があります。

屋根の下で作業する方の安全の確保はもちろんですが、近隣住民の方などの安全にも配慮をおねがいします。（関係者以外は作業範囲に立入らせないでください）

重機との接触にご注意ください

解体作業や土木作業では重機類が活躍します。復旧現場では作業が錯綜しますので、重機のバケットや旋回体との接触による災害が発生するおそれがあります。重機の可動範囲内への立入禁止や誘導員を置くなど十分な措置が必要です。

再崩落にご注意ください

土砂崩壊現場の修復工事や崩壊家屋・ブロック塀の解体工事などでは、再崩落等の危険があります。現場の状況を良く確認し、崩壊の危険に十分注意してください。

爆発・感電・不意の機械稼働にご注意ください

工場等の操業を復旧する場合は、非定常作業が多数発生します。過去には、爆発や感電、不意の機械稼働による災害などの発生が見られます。事前に十分な危険予測をお願いします。

防じんマスクの着用をお願いします

復旧工事等では、石綿を始めとして粉じんに暴露する恐れのある作業が予想されます。適切な発じん防止や封じ込め対策と併せて、防じんマスクの着用が有効です。

ご安全に

茨城労働局・労働基準監督署

がれきの処理における留意事項

～ 事業者の皆様へ ～

震災・津波により倒壊した建物などの**がれき**の処理を行う際には、釘等による踏み抜きや物の落下など、多くの危険が伴います。

本リーフレットは、**がれき**の撤去等作業にあたって安全に作業を進めることができるよう、**がれき**の処理における留意事項をまとめたものです。

作業を労働者等に行わせるにあたっては、次の点に注意して下さい。

1　作業の準備にあたって注意すべき事項

（1）作業者への教育

作業に不慣れな方も多いことから、雇入れ時などに①使用する機械、工具などの取扱方法、②作業体制、作業手順、合図などについて、教育を行うこと。また、現場では、腕章をつけるなど誰が作業責任者か分かるようにすること。

（2）服装

長袖の作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど作業にあたり適切な装備をさせること。

（3）作業計画

周辺状況の調査を行い、指揮命令系統、作業手順、監視人も含めた人員の配置、使用する機械及びその使用箇所、がれきの運搬・搬出方法等を定めた作業計画を立てること。

（4）作業間の連絡調整

複数の作業者が混在して同時に作業を行うことが想定されるため、作業間の連絡調整、作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。

（5）危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物等には立入禁止措置を行うこと。

2　作業の実施にあたって注意すべき事項

機械を使用させるときには…

（１）資格者の確認

車両系建設機械、クレーン等を使用させる際は、資格の有無を確認すること。

（２）機械等の点検

機械や工具については、担当者を決め、点検・整備等を適切に実施させること。

（３）機械の転倒防止

地盤が緩んでいる等不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設等により車両系建設機械、クレーン等の転倒防止を図ること。

作業場所では…

防じんマスクやゴーグルを着用させること。

また、防じんマスクの使用にあたっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェックを必ず行った上で適切に使用すること。

がれきの粉じんには石綿が含まれているおそれがあります。

（１）呼吸用保護具の着用

粉じんを吸い込まないようにするため、呼吸用保護具（防じんマスク（注）又は電動ファン付き呼吸用保護具）を使用させること。

注）使い捨て式防じんマスクは国家検定合格品又は米国NIOSH規格（N95、N99又はN100）適合品を用いること。取替え式防じんマスクは国家検定品を用いること。

なお、屋外におけるがれき処理作業は使い捨て防じんマスクで作業可能ですが、石綿の切断等作業の場合は取替え式防じんマスク、吹付け石綿の除去作業には電動ファン付き呼吸湯保護具を使用する必要があります。

（２）作業場所の湿潤化

粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物等への散水や、薬液の使用により、湿潤な状態とすること。

（３）関係者以外の立ち入り禁止

関係者以外の者が粉じんにばく露しないように、被災者等も含め、関係者以外の者の立ち入らせないこと。

厚生労働省ホームページに本リーフレットの原稿(PDF)が掲載されています。そちらからもダウンロードしてご利用ください。
http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html

◆詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

正しくマスクを装着しましょう

使い捨て式防じんマスク[※1]

取替え式防じんマスク[※2]

電動ファン付き呼吸用保護具

※1国家検定合格品又は米国NIOSH規格(N95,N99又はN100)適合品を使用してください。
※2国家検定合格品を使用してください。

マスクの装着 「悪い例」

鼻部に大きなすき間

しめひもが片側外れている

マスクが上下さかさま

吸収缶やフィルターが付いていない

しっかりと顔に密着させましょう

マスクの変形・破損がないことを確認した上で取扱説明書に従って装着を行う。
- しめひも調節が行えるものは、必ず適切な長さに調節する

顔に密着しているか確認しましょう

- 取扱説明書に従って使用のたびに必ず顔に密着しているか確認しましょう
- もし、漏れ込みが感じられた場合は…
  - ①マスクの位置を調節する
  - ②しめひもの長さを調節する
  - ③排気弁など各部の接続状態を確認する

(社)日本保安用品協会・日本呼吸用保護具工業会編

必ずフィットチェックをしましょう。

次の(A)、(B)の2つの方法があります

(A) 手を用いた方法
吸気口を手でふさぐときは、押しつけて面体が押されないように、反対の手で面体を押さえながら息を吸い、苦しくなれば空気の漏込みがないことを示す

(B) フィットチェッカーを用いた方法
吸気口にフィットチェッカーを取り付けて息を吸うとき、瞬間的に吸うのではなく、2～3秒の時間をかけてゆっくりと息を吸い、苦しくなれば空気の漏込みがないことを示す

出典『鉛作業主任者テキスト』(中央労働災害防止協会編)

がれきの処理における留意事項

～ がれき処理作業を行う皆様 へ ～

地震・津波により倒壊した建物などの**がれき**の処理は、釘等を踏み抜いたり、倒れてきたり落下してきた物に当たるなど、多くの危険を伴います。

本リーフレットは、**がれき**の撤去等作業にあたって安全に作業を進めることができるよう、**がれき**の処理における留意事項をまとめたものです。

作業の実施にあたっては、作業責任者の指示によく従って行動するとともに、本リーフレットを参考に安全に十分注意して作業を行ってください。

1 災害に遭わないための服装

- 長袖の作業着など肌の見えない服装で作業しましょう。
- ヘルメットや安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋を着用しましょう。
- 防じんマスクやゴーグルを着用しましょう。
- 防じんマスクの使用に当たっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェック（４頁目参照）を必ず行いましょう。

ヘルメット

底の厚い靴

踏み抜き防止中敷き

丈夫な手袋

2 安全な作業のための準備

- 作業を開始する前に、作業責任者が誰か確認し、その方の指示を受けて作業を行いましょう。
- 周りで作業を行っている人に危険が及ぶことのないよう、連絡を取り合い、十分注意して作業を実施しましょう。
- **がれき**を運搬するための経路を確保しましょう。

3　作業中に注意すべき事項

がれきの処理の際

●安定の悪い**がれき**の上など高い所で作業しないようにしましょう。
●倒れそうな建物には近づかないようにしましょう。
※地震に被災した建物は、丈夫そうに見えてもダメージを受けています。
●重いものを無理に一人で運ぶのはやめましょう。
●倒れた柱などの長尺の**がれき**を運ぶときは、周りに人がいないか十分注意しましょう。
●薬品（液体）の容器や、液漏れした機械を見つけた場合には作業責任者に連絡しましょう。
●古いトランス、コンデンサー等でＰＣＢが含まれているものが工場に保管されていることがあります。特別な管理が必要なものですので不用意に触らないようにしましょう。
●石綿が含まれているおそれのある建材については、散水等によりできるだけ湿潤化するとともに、原則、割らずに片付けましょう。
●作業中の重機（ブルトーザー、パワーショベル等）に近づかないようにしましょう。

荷積みの際

●トラックなどへ**がれき**を積む際は「積み過ぎ」に注意しましょう。
●トラックの荷台の上の**がれき**には乗らないようにしましょう。

その他の留意事項

●緊急地震速報が出た際には作業を中止して安全な場所に避難しましょう。
●夏場など暑い時は、水分、塩分、休憩をこまめにとりましょう。
※体調が悪くなった場合は、作業を直ちに中止し、すぐに作業責任者にその旨を伝えましょう。
●粉じんが舞うような場所で飲食や喫煙をしないようにしましょう。
●汚水、雨水、海水、河川の流水、腐敗しやすい物が溜まっている箇所などは酸素濃度が低かったり、硫化水素濃度が高い可能性があります。立ち入らないようにしましょう。
●破傷風の危険があるので、傷を負った場合は、すぐに消毒・治療をしましょう。
●火災等により**がれき**が燃焼している場合には、風上に立ち、燃焼中の**がれき**に近づかないようにしましょう。燃焼後のがれきを片付ける際は、防じんマスクを着用しましょう。

4　機械を使用する場合に注意すべき事項

●クレーン、ブルドーザー、パワーショベルなどの運転には資格が必要です。無資格の方が運転して作業を行ってはいけません。
●ショベルカーなどのバケットの爪に荷を掛けてつり上げること（用途外使用）は原則禁止されています。
作業内容に適切な機械を使用するようにしましょう。

（注）「ニブラ」などの解体用に使用される機械についても、
車両系建設機械に準じて有資格者が取り扱うようにしましょう。

5　災害事例

●がれきを素手で扱って、手を切った。
●がれきから出ていた釘を踏み抜いた。
●崩れてきたがれきの下敷きになった。
●錆びた釘で傷を負い、破傷風にかかった。
●重量物を一人で運び、腰を痛めた。
●トラックの荷台に積んだがれきをロープで固定中、バランスを崩して墜落した。
●作業中に、後退してきたトラックに衝突された。
●作業中、パワーショベルのアームに激突された。

厚生労働省ホームページに本リーフレットの原稿（PDF）が掲載されています。そちらからもダウンロードしてご利用ください。
http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html

◆詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

がれきの処理における留意事項

～ がれき処理作業を行う皆様 へ ～

地震・津波により倒壊した建物などの**がれき**の処理は、釘等を踏み抜いたり、倒れてきたり落下してきた物に当たるなど、多くの危険を伴います。

本リーフレットは、**がれき**の撤去等作業にあたって安全に作業を進めることができるよう、**がれき**の処理における留意事項をまとめたものです。

作業の実施にあたっては、作業責任者の指示によく従って行動するとともに、本リーフレットを参考に安全に十分注意して作業を行ってください。

1 災害に遭わないための服装

- 長袖の作業着など肌の見えない服装で作業しましょう。
- ヘルメットや安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋を着用しましょう。
- 防じんマスクやゴーグルを着用しましょう。
- 防じんマスクの使用に当たっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェック（４頁目参照）を必ず行いましょう。

ヘルメット

底の厚い靴

踏み抜き防止中敷き

丈夫な手袋

2 安全な作業のための準備

- 作業を開始する前に、作業責任者が誰か確認し、その方の指示を受けて作業を行いましょう。

- 周りで作業を行っている人に危険が及ぶことのないよう、連絡を取り合い、十分注意して作業を実施しましょう。

- **がれき**を運搬するための経路を確保しましょう。

３　作業中に注意すべき事項

がれきの処理の際

●安定の悪い**がれき**の上など高い所で作業しないようにしましょう。
●倒れそうな建物には近づかないようにしましょう。
※地震に被災した建物は、丈夫そうに見えてもダメージを受けています。
●重いものを無理に一人で運ぶのはやめましょう。
●倒れた柱などの長尺の**がれき**を運ぶときは、周りに人がいないか十分注意しましょう。
●薬品（液体）の容器や、液漏れした機械を見つけた場合には作業責任者に連絡しましょう。
●古いトランス、コンデンサー等でＰＣＢが含まれているものが工場に保管されていることがあります。特別な管理が必要なものですので不用意に触らないようにしましょう。
●石綿が含まれているおそれのある建材については、散水等によりできるだけ湿潤化するとともに、原則、割らずに片付けましょう。
●作業中の重機（ブルトーザー、パワーショベル等）に近づかないようにしましょう。

荷積みの際

●トラックなどへ**がれき**を積む際は「積み過ぎ」に注意しましょう。
●トラックの荷台の上の**がれき**には乗らないようにしましょう。

その他の留意事項

●緊急地震速報が出た際には作業を中止して安全な場所に避難しましょう。
●夏場など暑い時は、水分、塩分、休憩をこまめにとりましょう。
※体調が悪くなった場合は、作業を直ちに中止し、すぐに作業責任者にその旨を伝えましょう。
●粉じんが舞うような場所で飲食や喫煙をしないようにしましょう。
●汚水、雨水、海水、河川の流水、腐敗しやすい物が溜まっている箇所などは酸素濃度が低かったり、硫化水素濃度が高い可能性があります。立ち入らないようにしましょう。
●破傷風の危険があるので、傷を負った場合は、すぐに消毒・治療をしましょう。
●火災等により**がれき**が燃焼している場合には、風上に立ち、燃焼中の**がれき**に近づかないようにしましょう。燃焼後のがれきを片付ける際は、防じんマスクを着用しましょう。

4　機械を使用する場合に注意すべき事項

●クレーン、ブルドーザー、パワーショベルなどの運転には資格が必要です。無資格の方が運転して作業を行ってはいけません。

●ショベルカーなどのバケットの爪に荷を掛けてつり上げること（用途外使用）は原則禁止されています。
作業内容に適切な機械を使用するようにしましょう。

（注）「ニブラ」などの解体用に使用される機械についても、
車両系建設機械に準じて有資格者が取り扱うようにしましょう。

5　災害事例

●がれきを素手で扱って、手を切った。

●がれきから出ていた釘を踏み抜いた。

●崩れてきたがれきの下敷きになった。

●錆びた釘で傷を負い、破傷風にかかった。

●重量物を一人で運び、腰を痛めた。

●トラックの荷台に積んだがれきをロープで固定中、バランスを崩して墜落した。

●作業中に、後退してきたトラックに衝突された。

●作業中、パワーショベルのアームに激突された。

厚生労働省ホームページに本リーフレットの原稿（PDF）が掲載されています。そちらからもダウンロードしてご利用ください。
http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html

◆詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

正しくマスクを装着しましょう

使い捨て式防じんマスク※1　　取替え式防じんマスク ※2　　電動ファン付き呼吸用保護具

※1国家検定合格品又は米国NIOSH規格（N95,N99又はN100）適合品を使用してください。

※2国家検定合格品を使用してください。

マスクの装着　「悪い例」

鼻部に大きなすき間

しめひもが片側外れている

マスクが上下さかさま

吸収缶やフィルターが付いていない

しっかりと顔に密着させましょう

マスクの変形・破損がないことを確認した上で取扱説明書に従って装着を行う。

- しめひも調節が行えるものは、必ず適切な長さに調節する

顔に密着しているか確認しましょう

- 取扱説明書に従って使用のたびに必ず顔に密着しているか確認しましょう
- もし、漏れ込みが感じられた場合は…
  ①マスクの位置を調節する
  ②しめひもの長さを調節する
  ③排気弁など各部の接続状態を確認する

(社)日本保安用品協会・日本呼吸用保護具工業会編

必ずフィットチェックをしましょう。

次の(A)、(B)の2つの方法があります

(A) 手を用いた方法

吸気口を手でふさぐときは、押しつけて面体が押されないように、反対の手で面体を押さえながら息を吸い、苦しくなれば空気の漏込みがないことを示す

(B) フィットチェッカーを用いた方法

吸気口にフィットチェッカーを取り付けて息を吸うとき、瞬間的に吸うのではなく、2～3秒の時間をかけてゆっくりと息を吸い、苦しくなれば空気の漏込みがないことを示す

出典『鉛作業主任者テキスト』(中央労働災害防止協会編)

がれきの処理における留意事項

～ 事業者の皆様へ ～

震災・津波により倒壊した建物などの**がれき**の処理を行う際には、釘等による踏み抜きや物の落下など、多くの危険が伴います。

本リーフレットは、**がれき**の撤去等作業にあたって安全に作業を進めることができるよう、**がれき**の処理における留意事項をまとめたものです。

作業を労働者等に行わせるにあたっては、次の点に注意して下さい。

1　作業の準備にあたって注意すべき事項

（1）作業者への教育

作業に不慣れな方も多いことから、雇入れ時などに①使用する機械、工具などの取扱方法、②作業体制、作業手順、合図などについて、教育を行うこと。また、現場では、腕章をつけるなど誰が作業責任者か分かるようにすること。

（2）服装

長袖の作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど作業にあたり適切な装備をさせること。

（3）作業計画

周辺状況の調査を行い、指揮命令系統、作業手順、監視人も含めた人員の配置、使用する機械及びその使用箇所、がれきの運搬・搬出方法等を定めた作業計画を立てること。

（4）作業間の連絡調整

複数の作業者が混在して同時に作業を行うことが想定されるため、作業間の連絡調整、作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。

（5）危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物等には立入禁止措置を行うこと。

2　作業の実施にあたって注意すべき事項

機械を使用させるときには…

（１）資格者の確認

車両系建設機械、クレーン等を使用させる際は、資格の有無を確認すること。

（２）機械等の点検

機械や工具については、担当者を決め、点検・整備等を適切に実施させること。

（３）機械の転倒防止

地盤が緩んでいる等不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設等により車両系建設機械、クレーン等の転倒防止を図ること。

作業場所では…

防じんマスクやゴーグルを着用させること。

また、防じんマスクの使用にあたっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェックを必ず行った上で適切に使用すること。

がれきの粉じんには石綿が含まれているおそれがあります。

（１）呼吸用保護具の着用

粉じんを吸い込まないようにするため、呼吸用保護具（防じんマスク（注）又は電動ファン付き呼吸用保護具）を使用させること。

注）使い捨て式防じんマスクは国家検定合格品又は米国NIOSH規格（N95、N99又はN100）適合品を用いること。取替え式防じんマスクは国家検定品を用いること。

なお、屋外におけるがれき処理作業は使い捨て防じんマスクで作業可能ですが、石綿の切断等作業の場合は取替え式防じんマスク、吹付け石綿の除去作業には電動ファン付き呼吸湯保護具を使用する必要があります。

（２）作業場所の湿潤化

粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物等への散水や、薬液の使用により、湿潤な状態とすること。

（３）関係者以外の立ち入り禁止

関係者以外の者が粉じんにばく露しないように、被災者等も含め、関係者以外の者の立ち入らせないこと。

厚生労働省ホームページに本リーフレットの原稿（PDF）が掲載されています。そちらからもダウンロードしてご利用ください。
http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html

◆詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署